

整理番号	17
契約番号	30農振財契第553号
件名	純水・超純水製造装置の購入
納入場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団 立川庁舎(東京都立川市富士見町3-8-1)
概要	純水・超純水製造装置 一式 ○純水・超純水製造装置 ○タンク ○架台 (詳細は別紙仕様書のとおり)
納入期限	平成30年11月30日(金)
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における平成29・30年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない) ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者
現場説明会	実施しない
入札予定日時	平成30年10月1日(月) 午後1時30分
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎 セミナー室(東京都立川市富士見町3-8-1)
希望申出期間	平成30年9月7日(金)から同月14日(金)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「平成29・30年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「平成29・30年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行わないこと。 (8) 入札の結果については、公表しますので、予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 【担当】 河野 浩 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0505 FAX 042-522-5397 HPアドレス: http://www.tokyo-aff.or.jp/
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 生産環境科 【担当】 坂本 浩介、南 晴文 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0508 FAX 042-523-4285 HPアドレス: http://www.tokyo-aff.or.jp/

仕 様 書

1. 件名 純水・超純水製造装置の購入

2. 納入期限 平成30年11月30日

3. 納入および設置場所 (公財) 東京都農林水産振興財団
東京都立川市富士見町3-8-1
立川庁舎 2階 蒸留室

4. 購入物件 純水・超純水製造装置 1式

◇構成	純水・超純水製造装置	1式
	タンク	1個
	架台	1台

5. 基本仕様 (規格・性能・付属品)

1) 純水・超純水製造装置

- ・水道直結型の1台の装置で純水(イオン交換水)、超純水共に製造・採水が可能であること。
- ・純水の製造能力は5L/h以上で、比抵抗値は $5M\Omega\cdot cm$ 以上であり、超純水の水質は $18M\Omega\cdot cm$ 以上で、TOC値が5ppb以下であり、採水時に比抵抗値及びTOC値が視認可能であること。
- ・水質低下等の問題発生時に、アラーム機能があること。
- ・装置内にバクテリア増殖防止機能があること。
- ・純水、超純水ともに採水速度が最大2.0L/min以上であること。
- ・純水、超純水ともに採水量設定が可能であり、ハンズフリー採水が可能であること。
- ・電源がAC100Vであること。
- ・純水製造部にはRO膜(逆浸透膜)が内蔵されていること

2) タンク

- ・容量が50L以上あり、水位が視認可能であること。
- ・貯水された純水の水質低下やバクテリア汚染を防止する機構がついていること。

3) 架台

- ・純水・超純水製造装置及びタンクを設置し、横1600mm, 奥行き800mm, 高さ1700mm以内のスペースに収まること。

6. サポート体制

- (1) 首都圏にサポート拠点が有り、迅速に対応可能な体制をとっていること。
- (2) 日本語によるサポート体制があること。
- (3) 本装置の納入後、試運転を行うこと。
- (4) 操作およびメンテナンスに関する職員へのトレーニングを行うこと。

7. 支払方法

検査完了後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

8. 環境により良い自動車利用について

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

9. その他

(1) 運搬・設置・調整費用を含めて見積もること。

(2) 入札にあたり、担当者と装置仕様について協議を行っていること

(3) 納入日については、担当者と打合せること。

(4) その他、本仕様の特に定めのない事項については、その都度、担当者と協議を行うこと。

(5) 暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。

10. 連絡先

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

（公財）東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター 生産環境科 担当 坂本浩介

TEL 042-528-0508 FAX 042-523-4285